

見積依頼書

下記のとおり見積を依頼します。

令和 7 年11月12日

分任支出負担行為担当官
東北管区警察局青森県情報通信部長
新山 和範

記

1 契約の内容

- (1) 契約件名 車両搭載機器移設等作業
- (2) 契約内容 仕様書のとおり
- (3) 業務場所 県内の別途指定する場所
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月27日まで

2 仕様書の交付

見積書の提出を希望する者は、事前に下記 6 へ問い合わせを行い、仕様書を受領すること。

3 見積書の提出

- (1) 提出期限
令和 7 年11月26日（水）17時まで
※見積書の提出は、持参、郵送、F A X又は電子メールを問わず、期限必着とし、郵送する場合は封筒の表に「車両搭載機器移設等作業の見積書在中」と明記すること。
- (2) 提出場所
〒030-0801
青森県青森市新町二丁目 3 番 1 号
東北管区警察局青森県情報通信部通信庶務課宛
- (3) 見積金額
見積金額については、契約履行までに要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
見積金額は「車両搭載機器移設等作業」を一式とし、総額（消費税込）を記載すること。
なお、最低価格の見積書を提出した業者には、別途内訳書の提出を求めるものとする。
- (4) 見積書記載事項
宛名は「分任支出負担行為担当官 東北管区警察局青森県情報通信部長」とし、支払条件には「適法な請求書を受領した日から30日以内」と記載すること。
なお、押印を省略する場合は、見積書に担当者名及び担当者連絡先を明記すること。

4 契約書等作成の要否

契約金額により契約書、または、請書の作成が必要となる場合がある。

5 支払条件

履行完了後、当部が適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、官署支出官東北管区警察局総務監察・広域調整部長が届出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

6 問い合わせ先

東北管区警察局青森県情報通信部通信庶務課経理係
電話 017-723-4211（青森県警察本部代表）